

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年8月6日（水曜日）午後3時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（33名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	5番 石原記念男 君	6番 佐藤 善一 君
7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君
10番 後藤 利彦 君	12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君
14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君
17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君
23番 土屋 尊史 君	24番 神山 博和 君	25番 野村 茂 君
26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君	28番 藤川 勝 君
29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君
35番 岩田 幸子 君	36番 後藤 信一 君	

○欠席委員（1名）

11番 大澤 慶一 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	津谷 和子 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	板取事務所 係長	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 係長	森 太桂弘 君		

午後3時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤 善一君） 本日は多数の皆様、会に出席していただきまことにありがとうございます。会長という名をいただきましたが、まだまだ不慣れな点がたくさんありますので、皆様のご協力をいただきまして会議を進めていきたいと思っております。

色々お世話になりますますがよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは経済部長からご挨拶をお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 農業行政は厳しいといわれていますが、新たに農業に取り組む方もいらっしゃるようになってきています。

農業委員会では婚活事業も行っていますし、農業委員の皆様には色々と先導役をになっていただくこととなりますが、これからよろしくをお願いします。

○議長（佐藤善一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、11番大澤慶一委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

3番 佐藤久雄委員、4番 早川清治委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

先日7月23日の研修会にて、県農業会議より説明がありましたが、農地法3条につきましては、農地の売り買いなどの所有権移転、農地の貸し借りなどの使用貸借権の設定、および賃貸借権の設定について、不耕作目的や投資目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用するものが、農地の権利を取得できるようにすることを目的としています。

なお、相続、時効取得、遺産分割、包括遺贈や法人の合併・分割などについては許可申請は、不要であり、届出制になっております。

また、農地の売買の所有権移転には、農地法3条の許可がないと、法務局へ申請する際の権利移転ができませんので申し添えます。

なお、現場を見ていただく際に、現場が田、畑以外である場合（例えば、住宅が建っていた、駐車場だった）には、5条許可申請（所有権移転等と転用許可）になりますのでよろしくお願いたします。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、東新町5丁目地内、東新公民センターの北東180mほどに位置する田2筆、267㎡です。

譲受人は、譲渡人である父より、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、息子である譲受人の申し出に応じ無償にて譲り渡す（贈与する）というものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田畑で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、小迫間地内、小迫間公民館の北西320mほどに位置する田3筆、1430㎡、畑6筆、598㎡、および農振農用地である田6筆、5404㎡ 計15筆、7432㎡です。

譲受人は、譲渡人である父より、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、息子である譲受人の申し出に応じ無償にて譲り渡す（贈与する）というものです。

7月18日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が2 - 2ページになります。本来なら3ページとするところですがご了承ください。

使用貸借権の設定で申請地は、迫間地内、中部電力中濃変電所の南西270mほどなどに位置する農振農用地である田3筆、3149㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難のため、使用貸人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北200mほどに位置する畑109㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて無償にて譲り渡す（贈与する）というものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が4ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、倉知地内、南ヶ丘小学校の北西200mほどなどに位置する田6筆、3916㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、仕事が忙しく農業経営を縮小するため、使用貸人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3条6番の案件と同時許可になります。

6番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、桐谷公民館の南西500mほどに位置する畑、975㎡です。

譲受人は、3条の5番の案件と同一人であり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

3条5番の案件と同時許可になります。

7番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、戸田地内、戸田転作促進技術研修センターの北西120mほどに位置する畑、175㎡及び農振農用地である田、1673㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

8番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、横越集会場の北西380mほどに位置する農振農用地である田、955㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

最後に9番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀生涯学習センターの北東860mほどに位置する農振農用地である田、813㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、岐阜市に在住しており、後継者がなく農業経営が困難のため、親戚である譲受人に、無償にて譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借権の設定に関するもの2件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。
- 4番（早川清治君） 2番、3番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 4番について担当委員より異議なしと伺っております。
- 10番（後藤利彦君） 5番、6番について異議ありません。
- 18番（篠田泰道君） 7番について異議ありません。
- 23番（土屋尊史君） 8番について異議ありません。
- 19番（横井文雄君） 9番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の9件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

農地法4条については、自分で行う転用、いわゆる自己転用についての申請になります。

また、農地転用とは、農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等、農地以外の用地に転換することを農地転用と言います。

一時的に資材置場や砂利採取場、農地の嵩上げ等に利用する場合には、一時転用になります。

所有権移転、使用、賃貸借を伴う転用は、5条許可申請になります。

登記地目、現況地目のどちらかが農地である場合には、農地法の4条、5条の転用許可申請の対象になりますので申し添えます。

それでは、農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は2ページからになります。

1番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、鋳物師屋1丁目地内、南天神公園の南120mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、362㎡です。

申請人は、5条申請の2番の案件である申請地の西隣にある畑を、宅地に転用して息子に貸すことにより畑がなくなるため、その代わりに、隣にある田である本申請地を嵩上げし畑にしたいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

この農地区分につきましては、関市では、①農用地域内農地（いわゆる農振農用地）②生産力の高い、おおむね10ha以上ある集団農地である第1種農地 ③小集団の生産力の低い農地や市街地として発展する可能性のある農地である第2種農地 ④都市整備がされた区域内にある農地や市街地にある農地である第3種農地の4つに分かれます。

農振農用地については、原則農振除外をしないと許可はできません。

第1種農地、第2種農地についても、原則不許可ですが、例外規定にある場合には、許可ができます。

今回の申請地の場合では、都市計画区域の用途地域内であり、区画整理がされているため、第3種農地になります。

2番の案件は議案では、6ページから11ページにありますが、議案の14、15ページと位置図の10ページを見ていただくとわかりやすいと思います。

申請地は、鋳物師屋地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの北東340mほどに位置する平成26年1月8日総会にて、埋蔵文化財調査のための一時転用許可を得た19街区の保留地分農地4410㎡、仮換地分の農地15170㎡、および19街区以外の保留地分農地8072㎡、仮換地分農地3498㎡の計31150㎡です。なお転用面積が2万㎡を超える場合には、東海農政局協議になります。

この区画整理につきましては、大規模商業店舗誘致型の区画整理のため、1月の総会にも説明しましたが、オークワさんが、19街区に入る予定です。ちなみに、街区は1から26街区まであります。

申請人は、関市笠屋区画整理事業により、申請地を宅地転用したいというものです。19街区の1月総会開催時に審議いただいた一時転用部分については、事業計画変更申請ではなく、今回の4条転用許可申請にて、新規追加分の19街区以外の部分も含めて、申請することについては、東海農政局と事前協議が済んでおります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が11ページになります。

申請地は、平賀町地内、東本郷公民センターの南東250mほどに位置する畑、186㎡です。

申請人は、申請地及び申請地の東隣に隣接する宅地に、自己用の住宅を建築したいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が12ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の北北西100mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地2筆、1078㎡です。

申請人は、名古屋市に居住しており、今回関市へ戻ってくるため、自己用の住宅、駐車場及び庭を整備したいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が13ページになります。

申請地は、倉知地内、下倉知公民館の南西70mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、300㎡です。

申請人は、息子夫婦と居住しており、住居が手狭になってきたため、自己用の住宅及び倉庫を建設したいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が14ページになります。

申請地は、下有知地内、関有知高校の北北東300mほどに位置する農振農用地である田、1103㎡です。

申請地は、水路に接続しているが水がこないため、農地を嵩上げし、畑地転換をしたいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、一部雑種地であったため、始末書の添付があります

隣接農地の承諾書の添付があります。

7番の案件は位置図が15ページになります。

申請地は、上白金地内、上白金南集会センターの南東130mほどに位置する畑、54㎡、登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、145㎡および登記地目が田、現況地目が宅地、53㎡です。

申請人は、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、新たに自己用の住宅を建設したいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、1093-6以外の3筆が宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が16ページになります。

申請地は、植野地内、植野公民館の南東60mほどに位置する畑、476㎡です。

申請人は、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、新たに自己用の住宅を建設するとともに併せて農業用倉庫及び車庫を整備したいというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に9番の案件は位置図が17ページになります。

申請地は、上之保地内、上之保川合 横越集会場の南西110mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑2筆、257㎡のうち217.26㎡および、農振農用地である畑、42㎡です。

申請人は、高齢のため、申請地が道路より大変低く農作業がしにくいため、農地を嵩上げしたいというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上6件について、ご審議をお願いします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番、2番、3番について異議ありません。
- 2番（早川誠一君） 4番について異議ありません。
- 10番（後藤利彦君） 5番について異議ありません。
- 12番（八木豊明君） 6番について異議ありません。
- 16番（亀山 浩君） 7番について異議ありません。
- 15番（山田晴重君） 8番について異議ありません。
- 23番（土屋尊史君） 9番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の9件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

議案は16ページになります。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

5条申請につきましては、所有権移転、使用貸借、賃貸借をとともなう転用申請になります。4条申請の自己で行う転用と違い、3条申請のように、譲受人、譲渡人、貸付人、借受人等の相手がある申請になります。

1番の案件は位置図が18ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東新町7丁目地内、長良川鉄道関富岡駅の西北西320mほどに位置する田、456㎡です。

使用借人は、現在所有する資材置場が老朽化及び手狭になってきたため、申請地を借り受けて、資材置場として整備したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ申請地を貸し付けるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から35年としています。

2番の案件は位置図が19ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、鋳物師屋1丁目地内、南天神公園の南120mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、342㎡です。

使用借人は、現在北名古屋市に居住しており、近く親元に戻るため申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ申請地を貸し付けるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から35年としています。

3番の案件は位置図が20ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は肥田瀬地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの東北東540mほどに位置する田、306㎡です。

賃借人は、建築業を営んでおり、所有する資材置場が手狭になってきたため、申請地を借り受けて資材置場として整備したいというもの。賃貸人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から5年としています。

4番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の北西160mほどに位置する田、1264㎡のうち661.15㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、申請地の西隣に居住しており、その自宅敷地が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、庭及び駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が22ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、西田原地内、田原グランドの北150mほどに位置する畑、430㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており手狭になってきたため、妻が相続した申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、夫である使用借人の申し出に応じ申請地を貸し付けるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の一団の農地区域内にある農地であり、第1種農地と判断しますが、不許可の例外規定にある第2種、第3種農地等に適当な土地がない場合に限り、集落に接続して設置される住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断します。

6番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は、大杉地内、大杉公民館の南240mほどに位置する畑、1125㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、貸駐車場及び息子家族の分家住宅を整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、名古屋に居住しているため申請地を一度も利用することなく放置していたところ、今般譲受人の申し出があり譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、小迫間地内、田原小学校の北西840mほどに位置する登記地目が田、現況地目が山林、456㎡です。

譲受人は、譲渡人である父より申請地を譲り受けるが、農業経営しにくい土地のため、植林をし、山林として整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、息子である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、山林であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が26ページになります。

所有権移転で申請地は、迫間地内、上迫間公民館の南東70mほどに位置する畑、198㎡です。

譲受人は、子供が増えて、現在住んでいる住宅が手狭になってきたため、譲渡人である父より申請地と隣接する宅地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、息子である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

なお、事業計画変更の1番の案件と同時許可になります。

9番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの南西530mほどに位置する畑、1664㎡のうち995.02㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、申請地を譲り受け、妻が経営している会社に貸駐車場として貸し付けたいというもの。譲渡人は、会社員であり、農業経営が困難であったところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が28ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北東250mほどに位置する畑2筆、326㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が建売分譲住宅敷地に適した土地であると考えことから、申請地を譲り受け、分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

11番の案件で位置図は29ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北東250mほどに位置する畑2筆、68.4㎡です。

譲受人は、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、申請地と申請地の東隣の宅地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

12番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北東250mほどに位置する畑198㎡です。

譲受人は、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が31ページになります。

所有権移転で申請地は、西本郷通6丁目地内、厚生連中濃病院の南東260mほどに位置する登記地目が宅地、現況地目が畑、207.2㎡です。

譲受人は、子どもが大きくなり現在住んでいる住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業後継者がいなく、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

14番の案件は位置図が32ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、広見地内、東海環状自動車道関広見IC入口より北西670mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、259㎡です。

使用借人は、使用貸人である祖母より申請地を借り受けて、自己のための住宅及び美容院を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である孫の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月17日に現地確認をしたところ雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から永年としています。

15番の案件は位置図が33ページになります。

使用貸借権の設定で小瀬長池町地内、三洋堂書店新関店の南120mほどに位置する田、291㎡です。

使用借人は、現在住んでいる住居が手狭になってきたため、使用貸人である祖父より申請地を借り受けて、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である孫の申し出に

応じ貸し付けるというものです。

7月18日に現地確認をしたところ田で農地性ありと確認しております。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から50年間としています。

16番の案件は位置図が34ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、新田公民センターの北西150mほどに位置する登記地目が山林、現況地目が畑、218㎡です。

譲受人は、申請地近隣に事業所があり、申請地の北側にある駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場を拡張し整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が35ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、池尻地内、東海環状自動車道関広見IC入口より東南東260mほどに位置する田9筆、2035㎡です。

賃借人は、コンビニエンスストアを営んでおり、申請地がインターチェンジに近く集客に適した土地であると考え、申請地を借り受け、コンビニエンスストアを建築したいというもの。賃貸人らは、土地の有効利用をはかるとともに、安定した収入を確保するため、賃借人の申し出に応じるというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、申請農地が高速道路のインターチェンジから概ね300m以内にあるため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

18番の案件は位置図が36ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの西90mほどに位置する畑、429㎡です。

使用借人は、現在住んでいる賃貸住宅が、家族が増えて手狭になってきたため、使用貸し人である父より申請地を借り受けて、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月17日に現地確認をしたところ畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

19番の案件は位置図が37ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小屋名地内、西部保育園の北東340mほどに位置する畑2筆、286㎡です。

使用借人は、現在住んでいる賃貸住宅が、家族が増えて手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受けて、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月17日に現地確認をしたところ畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から40年間としています。

20番の案件は位置図が38ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの南東220mほどに位置する畑、264㎡です。

譲受人は、申請地北西隣に住んでおり、敷地が狭く車の車庫に困っていたため、申請地を譲り受け、車庫、物置敷地を拡張し整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

事業計画変更許可の2番の案件と同時許可になります。

21番の案件は位置図が39ページになります。

所有権移転で申請地は、上白金地内、小金田中学校の南西290mほどに位置する田3筆、455㎡です。

譲受人は、タイヤ販売業を営んでおり、従業員の駐車場の確保に苦慮していたため、申請地を譲り受け、関係者の駐車場用地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

22番の案件は位置図が40ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀下之保地内、古布多目的研修集会施設の南西190mほどに位置する田、126㎡です。

譲受人は、コンクリート製品製造業を営んでおり、従業員の駐車場の確保に苦慮していたため、申請地を譲り受け、駐車場用地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦している区域に近接する10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

23番の案件は位置図が41ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、上之保地内、上之保川合横越集会場の西400mほどに位置する畑6筆、1376㎡です。

使用借人は、土木建設業を営んでおり、残土及び建設資材置場を確保するため、使用貸人である代表取締役より申請地を借り受けて、残土及び建設資材置場を整備したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月17日に現地確認をしたところ畑で農地性ありと確認しております。

農地の区分は、2種農地以外の農地に該当しないため、第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

24番の案件は位置図が42ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武芸川町跡部地内、跡部二号組集会場の東380mほどに位置す

る登記地目が畑、現況地目が宅地、162㎡です。

使用借人は、現在住んでいる賃貸住宅が、家族が増えて手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受けて、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月17日に現地確認をしたところ宅地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から50年間としています。

25番の案件は位置図が43ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅武芸川の西210mほどに位置する登記地目が宅地、現況地目が畑、251.69㎡および登記地目が山林、現況地目が畑、85㎡です。

譲受人は、現在住んでいる住宅が、家族が増えて手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

26番の案件は位置図が43ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、川北構造改善センターの南東200mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地2筆、224㎡です。

譲受人は、現在住んでいる住宅が、家族が増えて手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、名古屋市内に居住しており、高齢および遠方のため農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に27番の案件は位置図が45ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武芸川町谷口地内、武芸川町谷口森本公民館の南東310mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、150㎡のうち5.33㎡です。測量図添付があります。

今回の申請地283番2については、平成8年と9年に4と5条の農地転用許可を取られ、合筆されていますが、そのうち、今回の5.33㎡部分については、許可が取られていなかったため、事業計画変更の3番と4番の目的変更の案件とともに申請がなされたものです。

使用借人は、現在住んでいる住宅が、家族が増えて手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受けて、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

7月17日に現地確認をしたところ宅地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

事業計画変更の3番、4番の申請と同時許可案件になっています。

以上、所有権移転に関するもの15件、使用貸借権の設定に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計27件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番(早川英雄君) 1番、2番について異議ありません。
- 2番(早川誠一君) 3番、4番について異議ありません。
- 3番(佐藤久雄君) 5番、6番について異議ありません。
- 4番(早川清治君) 7番、8番について異議ありません。
- 7番(清水宗夫君) 9番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) 10番、11番、12番について担当委員より異議なしと伺っています。
- 8番(兼村正美君) 13番について異議ありません。
- 14番(村井由和君) 14番について異議ありません。
- 13番(杉山徳成君) 15番、16番、17番について異議ありません。
- 16番(亀山 浩君) 18番、19番、20番、21番について異議ありません。
- 21番(増井賢一君) 22番について異議ありません。
- 23番(土屋尊史君) 23番について異議ありません。
- 30番(永井博光君) 24番、25番、26番について異議ありません。
- 28番(藤川 勝君) 27番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の12件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの15件、使用貸借権の設定に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計27件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

事業計画変更申請につきましては、過去に4条又は5条での転用許可を取り、その後、事業が完了されないままの状態、転用目的、転用面積、転用事業者等が変更になる場合に申請していただきます。

1番の案件は位置図が46ページになります。

申請地は、迫間地内、上迫間公民館の南東70mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地82㎡および畑、198㎡です。

当初事業計画者は、平成17年1月28日5条許可により、申請地を倉庫及び駐車場用地として整備する予定でありましたが、その後、申請地より利便性の高い土地を取得したため、計画を中止したというものです。

承継者は、申請地の西隣に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、父である当初事業

計画者より申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、一部宅地と確認しています。

なお、5条転用許可申請の8番の案件と同時申請になります。

2番の案件は位置図が47ページになります。

申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの南東220mほどに位置する畑、264㎡です。

当初事業計画者は、平成19年11月27日5条転用許可により、申請地を貸駐車場として整備する予定でありましたが、駐車需要が少なく、計画を中止したというものです。

承継者は、申請地北側に居住しており、敷地が狭く駐車に困っていたため、当初事業計画者より、申請地を譲り受け、車庫及び物置敷地として整備したいというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、畑と確認しています。

3番の案件は位置図が48ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、武芸川町谷口森本公民館の南東310mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、150㎡のうち43㎡です。

当初事業計画者は、当時近隣に食品製造工場を所有しており、平成8年11月26日4条転用許可により、申請地を工場駐車場として整備する予定でありましたが、別の場所にて駐車場が確保できたため、計画を中止したというものです。

承継者は、申請地近隣に祖父や両親と居住しており、手狭になってきたため、祖父である当初事業記計画者より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、宅地と確認しています。

最後に4番の案件は位置図が49ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、武芸川町谷口森本公民館の南東310mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、150㎡のうち100㎡です。

当初事業計画者は、当時近隣に食品製造工場を所有しており、平成8年11月26日5条転用許可により申請地を取得し、申請地を工場駐車場として整備する予定でありましたが、別の場所にて駐車場が確保できたため、計画を中止したというものです。

承継者は、申請地近隣に祖父や両親と居住しており、手狭になってきたため、祖父である当初事業記計画者より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというものです。

7月17日に現地確認をしたところ、宅地と確認しています。

なお、事業計画変更の3番と5条申請の27番と同時許可案件になります。

以上、4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 4番（早川清治君） 1番について異議ありません。
- 16番（亀山 浩君） 2番について異議ありません。
- 28番（藤川 勝君） 3番、4番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の4件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の4件について原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第5号買受適格証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は30ページになります。

1番から2番の案件は位置図が50ページになります。

申請地は、倉知地内、国道248号関バイパス倉知東交差点の北東140mほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野9筆、4416㎡です。

濃飛建材が倉庫作業場として、昭和57年9月28日5条転用許可により申請地を取得し、埋め立てたが、その後計画が頓挫したというものです。

2件の申請人は、競売地を取得して、太陽光発電事業を計画したいというものです。

競売の入札期間は、平成26年8月5日から8月12日までです。

7月18日に現地確認をし、原野と確認しております。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の2件について原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地利用集積計画については、農業委員会が、市や農協と協力して、利用関係を調整し、市が農用地利用計画を作成、農用地利用集積計画を公告すると、認定農業者などの担い手の方に、農地の賃貸借、使用貸借を農地法の3条の許可申請が不要で、しかも、離作料の支払いもなく、期間が満了すれば、確実に返還しなければならないなど、規模の拡大を希望する認定農業者等へ農地を集めやすく、逆に貸したい人には、安心して貸しやすくした法律です。一般には、利用権設定等促進事業と呼ばれています。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は31ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの1筆、1件、使用貸借権の設定に関するものについて、2筆、2件の承認を求められています。

新規3筆は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が2筆2323㎡、畑が1筆505㎡です。

地区は、武芸川町谷口、富之保の2地区です。

設定を受ける方は、むげがわ農産 ほか1名です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。

番号1の案件は借借人が亡服部昌成相続人である服部美智子ほか2名です。

倉知地内の田3筆、3961㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成26年7月16日です。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は9月5日午前10時からの予定です。

また、7月の主な行事予定は、17日が転用申請等現地確認日、18日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後4時45分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

㊟

3 番 関市東田原 6 9 番地 1

㊟

4 番 関市迫間 2 9 1 8 番地 1

㊟
